

青梅市立今井小学校いじめ防止基本方針

1 基本方針策定の意義

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、とりわけ学校においては、いじめ問題に適切に対処し、児童が安心して学校生活を送ることができるようにすることが重要である。

本校のいじめ防止基本方針は、学校におけるいじめ問題を克服し、児童の尊厳を保持する目的の下、東京都、青梅市、学校、家庭、地域住民その他の関係機関が相互に連携し、いじめ防止対策推進法や東京都いじめ防止対策推進条例、青梅市いじめの防止に関する条例等にもとづき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定した。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、本校の児童に対して、当該児童と一定の人的関係にある他の児童・生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であり、これらの行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめ防止のための基本方針

- ① いじめを生まない、許さない学校づくり。
- ② 児童をいじめから守り通し、児童のいじめ解決に向けた主体的な取り組みを支援する。
- ③ 学校一丸となって、組織的に取り組む
- ④ 学校、保護者、地域、関係機関と連携し、社会全体で取り組む。

4 いじめの防止に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ・ 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- ・ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ・ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- ・ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。(今井小 SNS ルール策定を含む)
- ・ 全校朝会で校長がいじめの問題について説話を行うとともに、各学級においても日常的にいじめの問題を中心とした人権に関わる指導を充実させ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気学校全体に醸成する。
- ・ 代表委員会や学級会でいじめの問題について児童自らが考え、話し合う機会を設ける。
- ・ いじめ防止マニュアルを活用し、いじめの防止等に関する教職員の研修を行い、教職員間の共通理解を図り、実践力を高める。
- ・ 担任や養護教諭、管理職、スクールカウンセラーなど複数の教職員が相談に応じられるような体制を整備することにより、教育相談機能を充実させる。
- ・ セーフティ教室でネット上のいじめについて取り上げ、保護者や地域の方と課題意識を共有し、未然防止に向けた取り組みを行う。
- ・ いじめの防止等のために学校・家庭・地域の連携が必要であることを、学校便りやホームページ、保護者会、道徳授業地区公開講座、学校評議員会等で伝え、協力を依頼する。

(2) いじめの早期発見の取組

- ・ 6月、9月、11月、2月（年4回）にいじめに関するアンケート調査を実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- ・ 児童および保護者がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備（相談室や教育相談日）し、校外の相談機関等とも連携して、いじめの早期発見に努める。
- ・ 全教職員で、日頃から児童を見守り、必要に応じた声かけを行うなど、児童との信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化を見逃さないようにするとともに、気付いたことを毎日の夕会後の生活指導協議会で共有する。
- ・ 個人面談等で保護者との相談の機会を設け、保護者から家庭での様子等の情報を収集し、指導に生かす。

(3) いじめに対する措置

校務分掌に「いじめ対策チーム」を位置付ける。構成は、校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、教務主任を常任メンバーとし、必要に応じて、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、関係教員が加わるものとする。

さらに、大きな事案発生時の検討機関、学校のいじめ対応に対するチェック機関として、外部有識者で構成された学校サポートチームを加えた「今井小学校いじめ対策委員会」を設置する。

①いじめ対策チームに情報を集め、対応を判断する。

- ・ いじめの情報を受けたときは、いじめ対策チームが中心となり、関係児童や保護者からの聞き取りにより、迅速かつ正確に実態を把握する。
- ・ 把握した情報にもとづき、対応方針を決定し、教職員の役割分担を明確にする。

②被害児童、加害児童、周囲の児童への指導・支援体制を組む。

- ・ 被害児童の安全の確保とともに、教職員およびスクールカウンセラー等による心のケアを行う。
- ・ 加害児童に対して、指導方針にもとづき、複数の教員で継続的に指導を行う。
- ・ いじめを報告した児童の安全を確保する。

③教育委員会や関係機関と解決の方策を協議したり、専門機関によるケアを行ったりする。

- ・ 青梅市教育委員会に報告し、情報を共有するとともに状況に応じて、教育相談室のカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察関係者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整える。

④早期解決に向けた取り組みを、地域社会全体と協力して行う。

- ・ 管理職を含めた複数の教員による保護者面談を行い、事実関係や学校としての対応方針を伝え、学校と家庭で早期解決に向けた取り組みについて話し合う。
- ・ 放課後や学校外の見守りなどをPTAや地域の方々に協力を依頼する等の取り組みを通して、多くの大人に見守られているという安心感を児童に与える。

○重大事態への対処

- ・ 重大事態の発生を青梅市教育委員会に速やかに報告し、教育委員会の指導・支援の下、一体となって対応に当たる。
- ・ 教育委員会の指導・支援の下、いじめ対策委員会により、事実関係を明確にするための調査や該当児童・保護者等への対応等に当たる。
- ・ 調査結果については、被害児童、保護者および、加害児童、保護者に対して適切に伝える。

5 重大事態発生時の対応

